

令和 4 年 11 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 11 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 32 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 合意解約通知の報告について  
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について  
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明	4 番 大 塚 孝 一
5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

1 番 新 井 巖 雄

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 福島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 11 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ごさいません。また、遅れてくる委員もごさいません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半

数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 11 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 4 年 11 月 25 日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：大澤 恵美子 委員」と「6 番：櫻井 正彦 委員」の両名をお願いいたします。

#### 報告第 1 号

会 長 日程第 1 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番  
(議案書：借人、貸人、土地の表示、契約内容等の説明)  
番号 1 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、計 2 筆。両者の話し合いにより合意解約したものです。農業経営基盤強化促進法による貸貸借。合意解約日は令和 4 年 10 月 5 日。  
以上 1 件につきまして、報告いたします。

会 長 番号 1 番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

#### 議案第 1 号

会 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番

(申請人、土地の表示等の説明)

番号1番。申請地に接続している畑の2区画を一般住宅用地として農地転用することから、通路用地として整備したく申請するもの。大間々用水土地改良区第6工区。

以上、1件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

#### 番号1番

会 長

番号1番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の1番をご覧ください。〇〇から〇〇を北上し、約300m進みます。信号の手前に〇〇という会社があります。その会社の南側の道を西へ約100m進んだ右手側が申請地です。草は少し生えておりましたが、特段問題はないと思いますので慎重審議をお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

#### 議案第2号

会 長

日程第3議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番から番号2番

(当初計画者(申請人)、土地の表示等の説明)

番号1番。令和4年10月に許可を受けましたが、諸事情により使用貸借から売買による所有権移転に変更したいとの要望があり、計画を変更するもの。令和4年10月25日に5条許可。全部承継。

番号2番。こちらにつきましては、議案第3号番号8番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。

す。

番号1番  
会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号  
会 長

日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

始めに、4ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。現在、市外にて不動産業及び建設業を営んでいますが、学校が近く住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第10工区。

番号2番。現在、市内にて生活をしてしていますが、閑静で住環境として申し分のない申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号3番。現在、市内にて借家生活をしてしていますが、生活に便利な申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第6工区。阿左美1810-6畑149㎡と一体利用。

以上、3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番  
会 長

番号1番の案件について、笠懸3区の担当委員よりご説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の4番をご覧ください。〇〇、〇〇を南に約500m下ります。魚屋さんがあります。そこを東に向かいます。〇〇の西側の通りとなります。角に〇〇がある信号を西へ30m進みます。十字路を南へ同じく30m進んだ左手側が申請地となります。草が生えておりますが何ら問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満

でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

#### 番号2番

会 長

番号2番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の5番をご覧ください。申請地は〇〇、〇〇を東へ100mほど直進した〇〇の南側に位置します。周辺は道路及び宅地である為、特段問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

#### 番号3番

会 長

番号3番の案件について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、田村です。地図の6番をご覧ください。申請地は地図1で説明した通路用地の奥に位置します。特段問題無いと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 5ページの番号4番から番号8番を説明します。

番号4番から番号8番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。現在、市内にて借家生活をしていますが、小学校に通学するのに適地である申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用土地改良区第6工区。阿左美1810-6畑149㎡と一体利用。

番号5番。申請地は表土に小石等の混入があるが、地下には良好な砂利層があるため、申請地を借り受け、土地を掘削して砂利を採取したく申請するもの。一時転用期間は令和4年11月25日～令和5年11月24日。大間々用土地改良区第6工区。風致地区該当。

番号6番。現在、市内にて借家生活をしていますが、妻の父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号7番。現在、市外にて不動産業を営営していますが、住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。始末書添付。

番号8番。こちらにつきましては、議案第2号番号2番との農地法第5条計画変更同時申請でありますので、3ページの番号2番をご覧ください。

番号2番。平成2年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずいたところ、申請地に一般住宅を建築したいとの要望があり、計画を変更するもの。

平成2年10月16日5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。

番号8番。現在、市外にて居住していますが、利便性が高い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。始末書

添付。理由書添付。

以上6件の審議について、よろしくお願いたします。

#### 番号4番

会 長

番号4番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の7番をご覧ください。申請地は地図6の南側に位置します。特段問題は無いと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

#### 番号5番

会 長

番号5番について、笠8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員

3番、石原です。地図の8番をご覧ください。申請地は〇〇の東側に位置します。道に面しており、近隣にも承諾を得ているということで何ら問題は無いかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

会 長

番号6番について、笠5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の9番をご覧ください。〇〇から〇〇に100mほど北上します。〇〇の角を右折し、突き当たりの右手側が申請地となります。畑は野菜が栽培されていましたが、周囲は住宅地であり、特段問題無いかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は岩宿駅から約300m以内に位置しており、農地区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

番号7番

会 長

番号7番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。  
番号7番について、笠6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の10番をご覧ください。申請地は〇〇、〇〇の信号を南下します。〇〇の跨線橋を過ぎた一つ目の信号を東へ100m進みます。十字路を南へ



50m ほど進みます。通りを東へ入って左手側が申請地となります。申請者の自宅と周囲は宅地、南側はアパートが建っております。植樹に関しても全て撤去してありました。問題無いかと思えます。よろしくお願ひします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

#### 議案第2号番号2番、番号8番

会 長 議案第2号番号2番及び番号8番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。  
議案第2号番号2番及び番号8番について、笠9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の3番をご覧ください。〇〇、〇〇の信号を〇〇へ60mほど進みます。〇〇を南下し200mほど進みます。突き当たりの手前左手側が申請地です。周辺は公衆用道路、宅地、説明済みの農地であります。始末書のとおりですので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。議案第 2 号番号 2 番及び番号 8 番につきまして、ご意見等  
ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 2 号番号 2 番及び番号 8 番について採決をいた  
します。議案第 2 号番号 2 番及び番号 8 番について可決することに異議はありま  
せんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 2 号番号 2 番及び番号 8 番の申請は可決いたし  
ます。

事 務 局 6 ページの番号 9 番から番号 11 番を説明します。

番号 9 番から番号 11 番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号 9 番。現在、市内にて整形外科を経営していますが、駐車場が不足している  
ため、申請地を買い受け、露天駐車場用地として利用したく申請するもの。大間々  
用土地改良区第 11 工区。鹿 4712-7 雑種地 282 m<sup>2</sup>外 2 筆計 786.26 m<sup>2</sup>と一体利用。  
みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号 10 番。令和 4 年 9 月 26 日の総会にて保留となった案件です。申請地内にあ  
った擁壁は 11 月 12 日までに全て撤去が完了しております。申請地内の盛り土に  
つきましても、平坦に均す作業が行われております。是正が完了したことにより  
再度審議を諮るものとなります。現在、市内にて土木建築不動産を経営してい  
ますが、立地条件が大変良く、住宅用地として適した申請地を借り受け、建売分  
譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。  
番号 11 番。現在、市外に居住していますが、申請地の北側隣接地に居宅を建設中  
です。父から申請地を借り受け、一体利用地として敷地を拡張したく申請するも  
の。大間々 1848-3 宅地 271.29 m<sup>2</sup>外 1 筆計 374.03 m<sup>2</sup>と一体利用。

以上 3 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

### 番号 9 番

会 長 番号 9 番について、笠懸 7 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 11 番をご覧ください。申請地は〇〇の東側の通りを 700m  
ほど南下した左手側となります。〇〇の北側であります。周辺は公衆用道路、宅  
地、雑種地のため特段問題は無いかと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし  
ます。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地  
化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画  
により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農

条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

#### 番号10番

会 長 番号10番について、大8区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、大澤です。地図の12番をご覧ください。事務局から説明があったとおり9月の総会にて保留となった案件です。その後コンクリートの擁壁が撤去され、改善が図られました。申請地は〇〇の道を50m北上した右手側です。東西には住宅開発が進んでおり、現状問題無いかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

#### 番号11番

会 長 番号11番について、大13区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、星野です。地図の13番をご覧ください。〇〇のそばに〇〇があります。

左側に〇〇、右手側に〇〇があります。その交差点を東へ左折します。200mほど進みます。〇〇を越えたすぐのT字路を北上し、150mほど進みます。〇〇のプールが左手にあります。道を隔てた右手側の奥が申請地となります。22日に現地を確認したところ、庭用に敷く用の砂利が農地の半分近くに既に敷いてありました。施工業者に25日の午前中までに砂利を撤去するようにお願いしました。25日の昼過ぎに確認したところ、砂利は撤去されておりました。元の農地の高さに表土も復元してありましたので、問題無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益に享受することができ、かつ、申請農地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号11番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号11番について採決をいたします。番号11番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号11番の申請は可決いたします。

事務局 7ページの番号12番、番号13番を説明します。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

番号12番から番号13番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号12番。申請地北400mの所で、神社経営をしていますが、毎年年始の初詣客が数多く訪れ、現在の駐車場では足りないため、神社から近い申請地を借り受け、参拝者の駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和4年12月25日～令和5年1月31日。塩原854-1雑種地1,367㎡外1筆計1,638㎡と一体利用。

番号13番。近年の局地的豪雨の影響による水害により、作物の生育及び農作業に影響を及ぼしているため、敷地地盤を高くして、その影響を最小限に留めたく申請するもの。一時転用期間は令和4年12月20日～令和5年6月30日。始末書添付。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

#### 番号12番

会 長 番号12番について、大間々16区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 14 番をご覧ください。申請地は〇〇を渡って、突き当たりの T 字路を左折し、西へ 1km ほど向かったところに位置します。〇〇ということで、毎年申請されているところです。問題無いと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

会 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

#### 番号 13 番

会 長 番号 13 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

#### 番号 13 番

会 長 番号 13 番について、大間々 16 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 15 番をご覧ください。〇〇を渡って、突き当たりの T 字路を左折し西へ 100m ほど進みます。〇〇の手前を東へ道なりに 100m ほど進みます。〇〇を右折し、1km ほど道なりに進みます。Y 字路を左折し、しばらく下った右手側が申請地となります。申請地の一部が低くなっており、盛り土を行います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、農用地区域内にある農地です。

会 長 説明が終わりました。番号 13 番につきまして、ご意見等ございますか。

6 番委員 何の為の農地改良なのでしょうか。

会 長 申請地の〇〇は高く、〇〇は低くなっています。雨水の流入により湿地の様な状態であるため、盛り土を行い、新たに作物を栽培したいのでしょうか。

事務局 申請地には以前はビニールハウスがございました。従前は今の高さのままで、田んぼを作り、現在は畑となっております。元々田んぼだったということで、根腐れを引き起こしてしまい、農作物が育たなかったようです。そのため農作物が育つように、泥を盛って栽培出来るようにしたいそうです。

6 番委員 農地に土を入れるのに許可が必要なのでしょうか。

事務局 農地の中の土を動かすことには許可は必要ございません。恐れているのは、「農地が低いから良い泥を入れてあげますよ。」という残土屋さんからの打診を農地所有者が承諾してしまって、畑には向かない建設残土等を入れられてしまうようなケースです。全国的に上記の様なケースが発生したことから、農地改良であっても、外部から運搬された泥を盛るケースにおいては、市が介入してきちんとチェックしましょうということになっております。泥を盛る間は耕作が出来なくなる訳ですから、その間が一時転用期間となります。

12 番委員 分からないので教えて頂きたいです。地目が田、現況は畑として利用しているそうですが、一時転用期間満了後は、田に戻すのでしょうか。

事務局 田から土を入れて畑に改良するその期間の間は、農耕が一時的に出来なくなるので、その間を一時転用期間とします。一時転用期間満了後は畑として利用します。

会 長 他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 13 番について採決をいたします。番号 13 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 13 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 4 号

会 長 日程第 5 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が 1 件、再設定が 3 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)

新規設定 1 件の地積合計は、2,026 m<sup>2</sup>となります。

以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番は可決いたします。

事 務 局 再設定3件の地積合計は、3,625㎡となります。  
以上3件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号3番について採決をいたします。番号1番から番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年11月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年11月25日 午後2時32分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

5 番委員

.....

6 番委員

.....